

季節調整値の改訂等について(お知らせ)

東京労働局職業安定部

1. 季節調整値と原数値

求人数や求職者数は経済状況だけではなく、天候や社会慣習等の影響により毎年季節的に繰り返される一年周期の変動(季節変動)が含まれていることがあり、その数値をみるだけでは変動の要因が判断できない場合がある。

(例)年度末は離職する者が多いため、毎年3月、4月にかけて増加し、5月に減少する。

このため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要がある。これを「**季節調整値**」という。

一方、季節調整をしていない値については、「**原数値**」(または「**実数値**」)と表記している。

2. 季節調整値の改訂

(1)職業安定業務統計では、全国、都道府県単位で、**毎年1回**、前年1年分のデータが揃った段階で、統計的な手法(センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA))に基づき、**過去5年間に**遡って再計算を行い、改訂後の季節調整値を公表している。

(2)再計算後の有効求人数・有効求職者数、及び再計算後の新規求人数・新規求職者数を基に、有効求人倍率・新規求人倍率の季節調整値を改訂するものである。

3. 季節調整値の改訂による有効求人倍率等(直近12ヵ月の状況)

	有効求人倍率		新規求人倍率	
	改訂後	改訂前	改訂後	改訂前
平成29年1月	2.04	2.05	3.19	3.06
2月	2.04	2.04	3.25	3.17
3月	2.06	2.06	3.27	3.28
4月	2.06	2.07	3.13	3.03
5月	2.06	2.05	3.40	3.45
6月	2.07	2.08	3.36	3.46
7月	2.09	2.10	3.35	3.38
8月	2.10	2.10	3.24	3.28
9月	2.09	2.07	3.30	3.28
10月	2.11	2.10	3.52	3.54
11月	2.13	2.12	3.37	3.43
12月	2.15	2.15	3.44	3.46

※赤字部分が季節調整値の再計算により改訂された求人倍率。

本件に関するお問い合わせ先

東京労働局職業安定部職業安定課雇用情報係 : 03-3512-1654